

実務実践事例

H20.6.4

分類	給与諸手当	作成年月日	平成20年6月
表題	臨時的任用教職員の社会保険について		
内容	<p>①事務処理内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H20.4.1付けで任用された臨時的任用教職員が、H20.5.1付けで住所変更を行った。 ・社会保険データは、4月当初すでに送信していた。 ・通勤及び住居手当の認定は済んでいた。 <p>②問題点や苦勞したこと（間違いなどで指摘されたこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通勤及び住居手当の再認定のみ行った。 <p>③実際やったこと、工夫したこと（訂正したこと）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手当額に変更が生じたら、その都度、速やかに社会保険データの修正分を送信しなければならなかった。 		
添付資料	なし		
感想	<p>臨採職員の変更等があった場合、すぐに対応できるようにパソコンのデスクトップ上に「社保入力フォーム」のアイコンを貼り付けておくと便利だと思った。</p>		

※分類は、給与諸手当・旅費・文書・共済組合・予算・諸会計・備品管理・その他等